



# 鳥取県公報

平成18年4月4日(火)  
第7775号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良事業の協議の適否の決定 (261) (耕地課) .....	1
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (262) (会計管理室) .....	1
警察本部 告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (1) (警察県民課).....	2
公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) .....	3
調達公告	一般競争入札の実施 (3件) (警察本部会計課) .....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第261号

鳥取市が行う土地改良事業 (ため池等整備事業新城寺池地区農地防災) の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年4月4日から同月24日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第262号

鳥取県収入証紙条例 (昭和39年鳥取県条例第9号) 第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成18年4月1日	635	鳥取市江津730	鳥取食品衛生協会	鳥取市立川町六丁目176
"	636	倉吉市東巖城町2	倉吉食品衛生協会	倉吉市東巖城町2
"	637	米子市東福原一丁目1-45	米子食品衛生協会	米子市糺町一丁目1-60

## 警 察 本 部 告 示

### 鳥取県警察本部告示第1号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第13条の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月4日

鳥取県警察本部長 吉 村 幸 晴

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県警察官採用試験事務	第2次試験の受験者の試験科目ごとの得点及び合計得点並びに順位	最終合格発表の日から1年間	警察本部警務課
鳥取県職員（警察事務）採用試験事務	第2次試験の受験者の試験科目ごとの得点及び合計得点並びに順位	最終合格発表の日から1年間	警察本部警務課
警察職員選考採用試験事務	試験科目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知の日から1週間	警察本部警務課
警備員の検定に関する事務	学科試験及び実技試験の得点	最終合格発表の日から1週間	警察本部生活安全企画課
警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に関する事務	修了考査の得点	合格発表の日から1週間	警察本部生活安全企画課
猟銃等講習会講習処理事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の初心者講習修了考査における得点	合格発表の日から1週間	警察本部生活環境課 (当日のみ考査会場)
駐車監視員資格者取得事務	修了考査及び認定考査の得点	合格発表の日から1週間	警察本部交通指導課
原付免許試験事務	学科試験の得点	合格発表の日から1週間	受験会場
自動車等運転免許試験事務	学科試験及び技能試験の得点	最終合格発表の日から1週間	警察本部運転免許課自動車運転免許試験場

## 公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成18年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

氏 名	住 所	活 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町一丁目	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、未広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取瓦町	
藤 井 俊 宏	倉吉市上井町一丁目	上井地区
江 角 治 男	倉吉市上井町一丁目	(倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
三 島 眞	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
福 井 將 夫	米子市皆生六丁目	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区
長 榮 善 二 郎	境港市末広町	(境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 小型ノート型コンピュータ 83台

小型インクジェットプリンタ 83台

ノート型コンピュータ 17台

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年6月1日から平成22年5月31日まで

(4) 納入期限

平成18年5月31日(水)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち大分類18リース・レンタル小分類1リース・レンタルを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年4月14日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年4月4日(火)から同年5月8日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(内線2225)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年4月4日(火)から同月10日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)

により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年5月8日(月)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年4月21日(金)午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 交通信号機管理システム用機器 一式

(デスクトップ型パーソナルコンピュータ1台、レーザープリンタ1台等)

イ 購入物品 交通信号機管理システムに係るソフトウェア 一式

### (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成18年6月1日から平成23年5月31日まで

### (4) 納入期限

平成18年5月31日(水)

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち大分類18リース・レンタル小分類1リース・レンタルを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年4月14日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年4月4日(火)から同年5月8日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部警務部会計課予算係  
電話 0857 - 23 - 0110 (内線2225)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年4月4日(火)から同月10日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年5月8日(月)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年4月20日(木)午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び



会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

運転免許証両面コピーシステム 3式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年6月1日から平成23年5月31日まで

(4) 納入期限

平成18年5月31日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち大分類18リース・レンタル小分類1リース・レンタルを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年4月14日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供



できるものであること。

- (4) 平成18年4月4日(火)から同年5月8日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

#### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年4月4日(火)から同月10日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

#### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年5月8日(月)午後3時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年4月20日(木)午後3時まで提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に12月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付し

なければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。